

一、最新中国法令

● 国务院关于修改和废止部分行政法规的决定

- 【发布单位】国务院
【发布文号】国务院令 第 764 号
【发布日期】2023-07-20
【实施日期】2023-07-20
【内容提要】为贯彻落实新修订的《中华人民共和国行政处罚法》等法律，国务院对涉及的行政法规进行了清理。包括：

修改国际海运条例、道路运输条例、国内水路运输管理条例、工业产品生产许可证管理条例、认证认可条例、废旧金属收购业治安管理办法、船员条例 7 部行政法规
<ul style="list-style-type: none">取消国际集装箱船、普通货船运输业务审批等行政许可事项；取消对道路运输经营者不按照规定随车携带车辆营运证等行为的罚款；下调对违反条例拒绝调查机关及其工作人员依法实施调查等行为的罚款数额或罚款起罚数额。
修改发票管理办法、长江河道采砂管理条例、海洋观测预报管理条例、证券公司风险处置条例 4 部行政法规
<ul style="list-style-type: none">明确电子发票的法律效力、稳步推进发票电子化改革；建立设立、调整海洋观测站（点）备案制度等规定。
修改中国公民收养子女登记办法、母婴保健法实施办法、烟草专卖法实施条例 3 部行政法规
<ul style="list-style-type: none">与民法典、修改后的人口与计划生育法、烟草专卖法等法律规定做好衔接。
废止《产品质量监督试行办法》

【法令全文】请点击以下网址查看：
<https://www.gov.cn/...>

● 国家认证认可监督管理委员会关于在汽车领域开展强制性产品认证自检自证试点的公告

- 【发布单位】国家认证认可监督管理委员会
【发布文号】国家认证认可监督管理委员会公告 2023 年第 16 号
【发布日期】2023-08-21
【内容提要】国家认证认可监督管理委员会决定在汽车产品领域，以整车企业委托改装企业生产的平板、仓棚、厢式、自卸货车（以下称四类车）为试点进行强制性产品认证（以下称 CCC 认证）自检自证改革。

一、最新中国法令

● 行政法规の一部改廃に関する国务院による決定

- 【発布機関】国务院
【発布番号】国务院令 第 764 号
【発布日】2023-07-20
【実施日】2023-07-20
【概要】新たに改正された「中華人民共和国行政処罰法」等法律の実施を貫徹するために、国务院において、行政法規を整備している。それには、以下のものが、含まれる。

國際海運條例、道路運輸條例、國內水路運輸管理條例、工業製品生產許可證管理條例、認證認可條例、廢棄金屬買付業治安管理和辦法、船員條例を含む 7 部の行政法規の改正
<ul style="list-style-type: none">國際コンテナ船、普通貨物船運輸業務承認許可などの行政許可事項を廃止した。道路運輸事業者が、規定通りに車両営業運転証を携帯していないなどの行為に対する反則金を廃止した。法に依拠し調査機関及びその職員によって実施される調査を条例に違反し拒むなどの行為に対する反則金の金額及び反則金の最低金額を引き下げる。
發票管理辦法、長江河道砂利採掘管理條例、海洋觀測預報管理條例、證券公司風險處置條例を含む 4 部の行政法規の改正
<ul style="list-style-type: none">電子發票の法的効力を明確化し、發票電子化改革を着実に推進する。海洋觀測場所の設立、調整の届出制度などを設ける。
中国公民養子縁組登録辦法、母子保健法實施辦法、たばこ專賣法實施條例を含む 3 部の行政法規の改正
<ul style="list-style-type: none">民法典、改正後の人口・計画生育法、たばこ專賣法などの法律規定との整合性を図る。
「製品品質監督試行辦法」の廃止

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<https://www.gov.cn/...>

● 自動車分野を試行対象として、自己検査・証明による強制性製品認証を実施することに関する国家認証認可监督管理委员会による公告

- 【発布機関】国家認証認可监督管理委员会
【発布番号】国家認証認可监督管理委员会公告 2023 年第 16 号
【発布日】2023-08-21
【概要】自動車製品分野において、完成車メーカーが改造メーカーに委託し生産された平ボディ、ステッキボデー、バン、ダンプカー（以下「4タイプの車両」という）を試行対象として、強制性製品認証（以下「CCC 認証」という）の自己検査・証明改革を実施することを国家

- 整车企业为认证责任主体；
- 整车企业在申请四类产品 CCC 认证时，可以采用自有实验室出具的检测报告替代第三方检测报告，可以在作出相关承诺的前提下，免于提交生产能力、技术力量、质量保证体系方面的申请材料。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[https://www.cnca.gov.cn/...](https://www.cnca.gov.cn/)

● 北京市人民政府办公厅印发《北京市关于进一步支持外资研发中心发展的若干措施》的通知

【发布单位】北京市人民政府办公厅

【发布文号】京政办发〔2023〕19号

【发布日期】2023-08-22

【实施日期】2023-09-21

【内容提要】北京市从支持外资研发中心提级扩容、支持开展高水平科技创新、提高研发便利化水平、加强全方位要素保障等方面提出 16 项措施。其中包括：

- 支持知名跨国公司和国际顶级科研机构在京首次设立实体化研发创新中心或开放创新平台，给予最高不超过 5000 万元资金支持。
- 支持在京外资研发中心由区域级研发中心提升为大区级或全球级研发中心，给予最高不超过 2000 万元资金支持。
- 探索采用“免申即享”方式对外资研发中心上一年度研发投入给予支持。
- 优化外资研发中心科研物资通关和监管机制。
- 鼓励符合资质要求的机构为具有数据跨境需求的外资研发中心提供数据跨境流通技术支持和合规服务。
- 对外资研发中心的外籍成员，在居留许可、住房、子女教育、配偶就业、医疗保障等方面给予支持。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[https://www.beijing.gov.cn/...](https://www.beijing.gov.cn/)

認証認可監督管理委員会が決定した。

- 完成車メーカーを認証責任主体とする。
- 4タイプの車両について CCC 認証を申請する場合、完成車メーカーは、第三者による検測報告書の代わりに、自社の実験室が発行した検測報告書を採用することができ、また、所定の事項を誓約したことを前提に、生産能力、技術力、品質保証システムに関する申請材料の提出が免除される。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[https://www.cnca.gov.cn/...](https://www.cnca.gov.cn/)

● 「北京市における外資系研究開発センターの研究力強化のための更なる支援拡充に関する若干措置」公布に関する北京市人民政府弁公庁による通知

【発布機関】北京市人民政府弁公庁

【発布番号】京政弁発〔2023〕19号

【発布日】2023-08-22

【実施日】2023-09-21

【概要】外資系研究開発センターの研究基盤強化・充実化、高水準の科学技術イノベーション創出のための支援、研究開発の利便性向上、不可欠条件・環境の確保などの面から、16 項目の施策を打ち出している。それには、以下のものが含まれる。

- 北京市において初の実体を伴う研究開発イノベーションセンター又はオープンイノベーション拠点を設立した著名な多国籍会社及び世界トップクラスの科学研究機関に対して、最高で 5000 万元の支援金を給付する。
- エリアレベルの研究開発センターから大エリアレベル若しくはグローバルレベルの研究開発センターに昇格した北京市にある外資系研究開発センターに対して、最高で 2000 万元の支援金を給付する。
- 外資系研究開発センターの前年度における研究開発費に対する支援策が、「申請なしで適用される」制度について、検討を進める。
- 外資系研究開発センターの科学研究物資の通関・監督管理メカニズムを最適化する。
- データの越境移転を必要とする外資系研究開発センターが、資格要件を満たした業者から、データ越境移転の技術及びコンプライアンス遵守の面でサポートを受けながら実施することを推奨する。
- 外資系研究開発センターにおける外国籍人員の居留許可、住居、子女教育、配偶者の就労、医療保障などに関するサポート体制を整える。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[https://www.beijing.gov.cn/...](https://www.beijing.gov.cn/)

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、里兆解读

● 关于匿名化制度的比较分析

内容提要：关于个人信息匿名化制度的研究，中国目前尚处于早期阶段，仅规定了匿名化的概念和法律效果。这主要体现在两方面：一方面，匿名化认定标准的细化不足，企业无法通过匿名化制度来充分实现数据利用；另一方面，再识别风险防范的规定缺位，个人信息也无法得到充分保障。

正文：

个人信息的匿名化制度，其本质是试图在个人信息保护和利用之间寻求到一个最佳的平衡点。结合境外的相关规定，本文认为该制度的逻辑闭环通常应包含两大部分：前端的匿名化认定和后端的再识别防范。

在匿名化制度发展的初期，相关法律通常仅考虑“前端”，即只要个人信息处理程度符合匿名化认定的标准，那么个人信息保护相关法律将不再适用。此时，“保护”和“利用”这两大价值的天秤，仅能通过“前端”这一颗砝码来取得平衡，自然很难一碗水端平，过高的认定标准不利于数据利用；过低则不利于个人信息保护。而且，事实上，再高的认定标准都很难避免一个风险：匿名信息的再识别。

对此，各国逐渐引入了另一颗砝码——后端的再识别防范——来实现微调，即当个人信息处理程度够得上匿名化的门槛后，处理者仍应依照法定要求采取相应措施来防范匿名信息的再识别风险。

“前端”和“后端”这两颗砝码，同时又被进一步细化分割，各国立法者根据各自的价值取向进行选择。但目前中国国内的匿名化制度的研究尚处于早期，仅“前端”这一颗砝码，且尚未细化分割，这也客观上导致了匿名化认定难以实际落实。

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、里兆解説

● 個人情報の匿名化制度に関する比較分析

概要：個人情報の匿名化制度に関する研究は、中国では現在まだ早期段階にあり、匿名化の概念と法的効果だけが定められている。これは主に2つの方面で表れており、一つには、匿名化認定基準の詳細化が十分ではなく、企業は匿名化制度を通じてデータ利用を十分に実現させることができていないこと、もう一つには、再識別リスク防止に関する規定が十分ではなく、個人情報も十分に保障されていないことが挙げられる。

全文：

個人情報の匿名化制度の本質は、個人情報の保護と利用の間で最善の均衡点を見つけることである。国外の関連規定を踏まえると、本制度の論理のクローズドループには通常2つの部分が含まれるはずであり、それは前工程としての匿名化認定と後工程としての再識別防止である。

匿名化制度が発展していく初期においては、関連法律は通常「前工程」だけを考慮し、すなわち、個人情報の取扱程度が匿名化認定の基準に合致してさえいれば、個人情報保護関連法律は適用されることはない。この時、「保護」と「利用」という2大価値の天秤は、「前工程」というウエイトを通してバランスを取るしかないため、これを水平に保つことは自然と難しく、認定基準が高すぎればデータ利用において不利であり、低すぎれば個人情報保護に不利である。また、事実上、どれだけ高い認定基準を設けても、匿名情報の再識別というリスクを回避することは難しい。

これについて、各国では次第にもう一つの「ウエイト」である後工程となる再識別防止を導入することにより、微調整を実現するようになり、つまり、個人情報の取扱水準が匿名化という敷居に届くようになった後も、取扱者は尚も法定の要求に従い相応の措置を施して匿名情報の再識別リスクを防げなければならないのである。「前工程」と「後工程」という2つのウエイトは、同時にさらに細かく分けられ、各国の立法者はそれぞれの価値志向に基づき選択を行う。しかし、現在中国国内の匿名化制度に関する研究はまだ尚早期段階であり、「前工程」のウエイトしかなく、細かく分けられてもいないため、客観的に見ても、匿名化認定が実際に貫徹されにくくなってしまっている。

一、前端：匿名化认定

对于“前端”这颗砝码，尽管《个人信息保护法》（“PIPL”）已做出了基本规定，但缺乏将其落于实处的细则，导致企业很难借助匿名化处理来进行大规模的数据利用。目前 PIPL 仅规定了匿名化的概念和法律效果（即匿名化处理后的信息不再属于个人信息，从而不受个人信息保护规则的约束）。根据 PIPL，匿名化是指“个人信息经过处理无法识别特定自然人且不能复原的过程”。但这一定义该如何解读？是该将匿名化信息解读为“一种**任何人**穷尽**一切手段**均无法再识别特定自然人的信息”，还是解读为“一种**处理者**穷尽**一切合理手段**均无法再识别的信息”？或者其他？对此，中国国内的法律尚无作出具体的规定。

结合境外相关法律，匿名化认定标准通常考虑两个方面：主观和客观。主观方面，指“以谁的识别能力为判断标准”，例如“任何人”、“处理者”、“具有动机的入侵者”、“专家”等；客观方面，指“以何种识别难易程度为判断标准”（由于各法域在客观方面差异不大，因此下文仅对主观方面做简要说明）。

在主观方面，欧盟的标准比较严格。根据欧盟的《通用数据保护条例》（GDPR），匿名化的主观标准是“任何人”，即当任何人均无法在合理可能的情形下再识别具体自然人时，方可被认定为匿名化。¹

英国则以“具有动机的入侵者”（motivated intruder）的识别能力作为判断基准。“具有动机的入侵者”，指并未预先掌握任何知识，但希望通过匿名化信息中识别出特定自然人的人。具体而言，该入侵者的再识别能力具备以下特点：为一般合理的能力，即、能够获得相关资源（例如互联网、图书馆、公开资料等），但并不包括特殊技能（例如黑客技术）或犯罪手段（如入室非法获取保密数据）。²

美国并无统一的数据保护法，而是由多部以行业为基础的法规拼合而成，且相互间差异较大。本文以美国一部比较重要的法律，《健康保险可携带性和责任法案》（HIPAA），为例。根据 HIPAA，匿名

一、前工程：匿名化认定

「前工程」というウイトについては、「個人情報保護法」（「PIPL」）で既に基本的な規定が行われているにもかかわらず、それを貫徹するための細則が欠けており、企業が匿名化处理をもって大規模なデータ利用を行うことは難しい。現在、PIPL は匿名化の概念と法的効果（すなわち、匿名化处理が施された情報は個人情報ではなく、個人情報保護規則の制約を受けない）のみを規定している。PIPL によると、匿名化とは、「個人情報に処理が施されて特定の自然人を識別できず、かつ復元できない過程」を指す。ただし、この定義はどのように解釈すればよいのだろうか？この匿名化情報を「あらゆる者があらゆる手段を尽くしても特定の自然人を再識別することができない情報」と解釈すべきか、それとも「取扱者があらゆる合理的な手段を尽くしても再識別することができない情報」と解釈すべきか、それとも他の解釈が存在するのだろうか？これに対して、中国国内の法律はまだ具体的な規定がなされていない。

国外の関連法律を踏まえると、匿名化の認定基準は通常、主観と客観という 2 つの方面から考慮がなされている。主観という面では、「誰の識別能力を判断基準とするか」を指し、例えば、「あらゆる者」、「取扱者」、「動機付けのある侵入者」、「専門家」などである。客観という面では、「どのような識別難易度を判断基準とするか」を指す（各法域は客観という面での違いはあまりないため、以下、主観という面だけについて簡潔に説明する）。

主観という面においては、EU の基準が比較的厳しい。EU の「一般データ保護規則」（GDPR）によると、匿名化の主観的な基準は「あらゆる者」であり、即ち、あらゆる者がいずれも合理的に考え得る状況で特定の自然人を再識別できない場合、匿名化と認定されることができる。¹

英国は、「動機付けのある侵入者」（motivated intruder）の識別能力を判断基準としている。「動機付けのある侵入者」とは、事前に何の知識も掌握していないが、匿名化された情報の中から特定の自然人を識別したいとする者を指す。具体的には、この侵入者の再識別能力は、一般的な合理的能力であり、すなわち、係るリソース（例えば、インターネット、図書館、公開資料など）を手に入れることができるが、特殊なスキル（例えば、ハッカー技術）や犯罪手段（例えば、入室して秘密データを不法に獲得する）は含まれないという特徴がある。²

米国には一本化されたデータ保護法は存在せず、業界を基盤とする複数の法規を寄せ集めて成したものであり、かつ相互間で大きな違いがある。本文では、米国における比較的重要な法律である「健康保険の携帯性と

¹ 参见 GDPR Preface (26).

¹ GDPR Preface (26)を参照。

² 参见英国信息专员办公室的《匿名化：数据保护的风险管理（实务守则）》，[Anonymisation: managing data protection risk code of practice \(ico.org.uk\)](https://ico.org.uk/Anonymisation-managing-data-protection-risk-code-of-practice)。

² 英国情報専門家事務所の「匿名化：データ保護に関するリスク管理（実務規則）」、[Anonymisation: managing data protection risk code of practice \(ico.org.uk\)](https://ico.org.uk/Anonymisation-managing-data-protection-risk-code-of-practice)を参照。

化是指，一位对匿名化处理相关的公认的统计学与科学原理和方法拥有适当知识和经验的人，通过适用该等原理和方法，认定预期接收者仅凭该信息或结合其他合理可得信息再识别自然人的风险非常小。³

从匿名化认定来看，前述三法域的标准由高到低，分别为欧盟、英国、美国（简要总结见下表）。目前中国国内的匿名化概念，在表述上与欧盟 GDPR 是基本一致的，⁴但在主观参照系的选择上，后续立法层面会接近哪一标准，目前还无法判断。但即使后续立法选择了欧盟的标准，本文认为，执法中也会同样遇到执法资源缺乏、执法前后不一等困扰欧盟的难题。因此，执法的可行性也是后续立法中无法绕开的重要问题。

法域	匿名化认定标准	
	主观 (以谁的识别能力为判断标准)	客观 (以何种识别难易程度为判断标准)
欧盟	任何人	合理可能
英国	具有动机的入侵者	合理可能
美国 (HIPAA)	专家	合理可能

二、后端：再识别防范

所谓“再识别防范”，就是在处理匿名化信息的过程中，对该等匿名化信息的再识别风险进行防范的措施。该等措施主要包括匿名化处理过程中进行充分的风险评估、流通利用匿名数据时遵循数据最小化原则、数据控制者对匿名数据定期审查等。⁵

对于该等措施，中国国内法律并无规定，但在一些不具有法律强制力的行业指引和数据交易规则中，已经开始出现了关于再识别风险防范的举措，简要说明如下。

《中国互联网定向广告用户信息去身份化指引》（“《定向广告去身份化指引》”）明确承认了去身份化中再识别风险的存在，并要求进行去身份化的单位必须采取一系列措施，包括：1、采取安全技术措施，以防止重新识别去身份化信息及/或原始身份关联信息与去身份化信息的合并；2、设置业务流程，以防止重新识别经去身份化信息及/或原

と説明責任に関する法律」(HIPAA)を例とする。HIPAAによると、匿名化とは、匿名化处理に関する公認の統計学と科学的原理と方法について適切な知識と経験を有している者が、これらの原理と方法を適用することにより、受領予定者がこの情報だけをもって、又は他の合理的に入手可能な情報を踏まえて自然人を再識別するリスクが非常に低いと認定することを指す。³

匿名化認定から見ると、前述の3法域の基準を高いものから低いものへと並べると、EU、英国、米国となる（下表を参照）。現在、中国国内の匿名化概念は、文言上はEUのGDPRと基本的に一致しているが、⁴主観という参照系の選択上、その後の立法の次元でどの基準に近づくかは、まだ判断できない。しかし、たとえその後の立法がEUの基準を選択したとしても、法執行においても同様に法執行リソースの不足、法執行前後での整合性の問題などEUを悩ます難題に直面するものと思われる。そのため、法執行の実行可能性もその後の立法においては避けることのできない重要な課題である。

法域	匿名化認定基準	
	主観 (誰の識別能力を判断基準とするか)	客観 (どのような識別难易度を判断基準とするか)
EU	あらゆる者	合理的に考えられ得ること
英国	動機付のある侵入者	合理的に考えられ得ること
米国 (HIPAA)	専門家	合理的に考えられ得ること

二、後工程：再識別防止

「再識別防止」とは、匿名化された情報を取扱う過程で、これらの匿名化された情報が再識別されるリスクを防止する措置である。これら措置は主に匿名化処理の過程で十分なリスク評価を行い、匿名データを流通し、利用する際にデータ最小化の原則に従い、データ管理者が匿名データを定期的に審査することなどを含む。⁵

これら措置について、中国国内法律で規定があるわけではないが、いくつかの法的強制力のない業界のガイドラインやデータ取引規則では、再識別リスクの防止に関する措置が現れ始めており、以下簡潔に説明する。

「中国インターネットターゲティング広告ユーザー情報非識別化ガイドライン」(「ターゲティング広告非識別化ガイドライン」)は、非識別化における再識別リスクの存在を明確に認め、かつ非識別化を行う組織に対し一連の措置を講じるよう求めており、具体的には、以下の措置が含まれる。1、セキュリティ技術措置を講じることで、非識別化情報の再識別及び/又は初期識別関連情報と非

³ 参见美国联邦行政法典第 45 本之 164 章 514 条 b 款, 45 C.F.R. § 164.514(b)(1).

³ 米国連邦行政法典第 45 冊 164 章 514 条 b 項、45 C.F.R. §164.514(b)(1)を参照。

⁴ 参见 GDPR Article 4(5).

⁴ GDPR Article 4(5)を参照。

⁵ 同注 2。

⁵ 備考 2 と同じ。

始身份关联信息与去身份化信息的合并；3、设置分级制度，建立严密的内控流程，根据数据的敏感程度进行数据敏感分级，针对不同分级，在使用数据前，需要经过相应敏感级别对应所需的审批流程；4、完善管理制度，以防止由于疏忽原因而泄露原始身份关联信息或去身份化信息；5、采取控制措施，按照行业最佳惯例以限制原始身份关联信息和去身份化信息的访问权，包括但不限于仅允许被授权人访问、最小权限原则、使用安全传输/访问协议、删除敏感数据等。⁶

此外，上海数据交易中心曾颁布过数据交易规则，并就匿名化处理再识别风险防范作出了如下规定：第一，可直接识别特定个人身份的标识与其他个人数据应当分别存管和处理，并确保进行共享和流通的数据已经去除可直接识别个人身份的标识，禁止在任何情况下擅自公开或向第三人提供带有身份标识的个人数据，数据持有人对数据流通过果负责，要做到数据流通过程可控制，责任可追溯，风险可防范；第二，数据许可使用合同须明确界定数据使用人使用数据的目的、范围、方法和期限，数据使用人只能按合同限定的目的、范围、方法和期限使用数据，禁止进行个人数据的再识别；第三，数据持有人应对数据流通的隐私风险进行评估，确保流通涉及的个人数据处理和服务符合数据和隐私保护要求。⁷

尽管“后端”这颗砧码，尚未被正式写入法律中。但随着中国国内个人信息保护法的逐步完善，承认再识别风险的不可避免是立法的一种必然趋势，对防范再识别风险的义务也必然会成为匿名化制度下的关键一环。

三、结论

通过与境外相对完善的立法比较，不难看出目前中国国内匿名化制度仍处于一个比较早期的阶段。一方面，缺乏对于前端匿名化认定的细化规定，

识别化信息的结合进行防止。2、业务流程进行设置，非识别化信息的再识别及/或初期识别关联信息与非识别化信息的结合进行防止。3、等级付け制度を設置し、厳密な内部制御プロセスを確立し、データの機微度に基づきデータの機微等級付けを行い、異なる等級に対して、データを利用する前に、相応の機微等級に対する必要な審査プロセスを経なければならないとする。4、管理制度を整備することで、不注意を原因とした初期識別関連情報や非識別化情報の漏洩を防止する。5、制御措置を採用し、業界の最善の慣例に従って、初期識別関連情報と非識別化情報へのアクセス権限を制限し、これには被授權者のみアクセスを許可すること、最小権限の原則、安全な転送/アクセスプロトコルの使用、機微なデータの削除などを含まなければならない。⁶

また、上海データ取引センターはかつてデータ取引規則を公布したことがあり、かつ匿名化处理における再識別リスクの防止について以下のような規定を行った。第一に、特定の個人の身元を直接識別できる識別子とその他の個人データは別々に保管して取扱わなければならない。共有と流通の対象となるデータが既に個人の身元を直接識別できる識別子をすでに削除済みであるようにし、いかなる状況であれ身元識別子のある個人データを無断で公開し、第三者に提供することを禁止し、データ所有者は、データ流通の結果に責任を負い、データ流通の過程が制御可能となり、責任が遡及可能となり、リスクが防止可能となるようにしなければならない。第二に、データ利用許諾契約では、データ利用者がデータを利用する目的、範囲、方法及び期限を明確に確定しなければならない。データ利用者は契約上で限定された目的、範囲、方法及び期限に従ってデータを利用することしかできず、個人データの再識別を行うことを禁止する。第三に、データ所有者はデータ流通におけるプライバシーリスクについて評価を行い、流通により生じる個人データの取扱いとサービスがデータとプライバシー保護の要求を満たすようにしなければならない。⁷

「後工程」というウエイトは、正式に法律に盛り込まれているわけではないが、中国国内の個人情報保護法が整備されていくにつれ、再識別リスクを認めることは立法のある種の必然的な流れであり、再識別リスクを防止する義務も必然的に匿名化制度の下での重要な一環となるはずである。

三、終わりに

国外の相対的に整備された立法と比較してみると、現在の中国国内の匿名化制度はまだまだ早期の段階にあることが容易に見て取れる。前工程である匿名化認定に

⁶ 参见《中国互联网定向广告用户信息保护去身份化指引》。尽管指引中用了“去身份化”一词，而非“匿名化”，但根据其定义，在指引中该概念接近于“匿名化”。

⁶ 「中国インターネットターゲティング広告ユーザー情報保護非識別化ガイドライン」を参照。ガイドラインでは「匿名化」ではなく、「非識別化」という言葉が使用されているが、その定義によれば、ガイドラインのこの概念は「匿名化」に近いものである。

⁷ 目前上海数据交易中心已将该等交易规则从其官网上撤销。本文相关规定转引自张健文、程海玲：“破碎的隐私承诺”之防范：匿名化处理再识别风险法律规则研究[J].西北民族大学学报(哲学社会科学版),2020,(03):76-86.

⁷ 現在、上海データ取引センターは本取引規則をホームページから削除しており、本文の係る規定は以下の文章から引用した。張健文、程海玲「破碎されたプライバシー承諾」の防止：匿名化処理の再識別リスクに関する法律規則研究[J].西北民族大学学报(哲学社会科学版),2020,(03):76-86.

还无法落实匿名化的认定；另一方面，缺乏对于后端再识别风险防范的法律规定，尚未形成完整的逻辑闭环。但为了更好地实现个人信息保护和利用的平衡，中国国内匿名化制度的完善和细化，是一个必然趋势。但如何在维系好微妙平衡的同时，不让个人信息保护沦为沉重的经济负担，这可能还需要一个较长的研究过程。

（作者：里兆律师事务所 丁志龙、魏奕然）

三、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- 中国企业赴海外投资的基本流程和注意要点
- 大陆企业对台湾投资、与台湾企业开展技术合作的注意事项
- 如何应对竞争对手的“人力挖角”活动
- 外方股东在境外发生并购重组等对中国境内的税务影响及应对措施
- 外商投资企业在撤退时是否可以自主处理其拥有的不动产及相关注意事项和解决方案
- 外国投资者如何快速有效地获取可作为投资对象的中国初创企业的信息

对详细化规定为充分でなく、匿名化の認定をまだ貫徹できていない一方で、後工程としての再識別リスク防止に関する法律規定が充分でなく、完全な論理のクローズドループが形成されていない。しかし、個人情報の保護と利用のバランスをより良く実現するためには、中国国内の匿名化制度の整備と詳細化はある種の必然的な流れである。ただし、如何にして微妙なバランスを維持すると同時に、個人情報保護が重い経済的負担となってしまうようにするためには、おそらくまだ長い研究過程を要するものと思われる。

（作者：里兆法律事務所 丁志龍、魏奕然）

三、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- 中国企業が海外投資を行うにあたっての基本的プロセス及び注意すべき点
- 中国本土の企業が台湾で投資を行い、台湾企業と技術提携を行うにあたっての注意事項
- 競合相手による「ヘッドハンティング」行為に対する対処方法
- 外国側株主に国外で合併買収、再編などが発生した場合における中国国内の税務への影響及び対応策
- 外商投資企業は、撤退時、自己の保有する不動産を自ら処理できるのか、及びその注意事項と解決策
- 外国投資者が、投資先になり得る中国にあるスタートアップ企業の情報を迅速かつ効率的に取得するための方法